

議案第129号

和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって和気北部衛生施設組合から脱退すること及び令和3年4月1日から同組合規約を別紙1のとおり変更すること並びに同法第289条の規定により、別紙2のとおり財産処分することについて議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原隆雄

別紙1

和気北部衛生施設組合同規約の一部を変更する規約

和気北部衛生施設組合同規約(昭和41年規約第1号)の一部を次のように変更する。

第2条中「備前市」を削る。

第3条ただし書中「、平成17年3月21日現在の吉永町」を削る。

第5条中「9人」を「6人」に改め、「備前市 3人」を削る。

第9条第1項中「3人」を「2人」に改め、同条第2項中「備前市長、赤磐市長」を「赤磐市長」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別紙2

- 1 備前市脱退後の組合に係る公有財産、物品、基金、債権、債務等の権利について、備前市はこれらを全て放棄するものとする。
- 2 上記のほか、処分すべき財産があるとき、又は財産処分に関して疑義が生じたときは、構成市町協議の上、決定する。

議案第129号参考資料
和気北部衛生施設組合規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 この組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。</p> <p>_____赤磐市 和気郡和気町</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、火葬場の管理及び運営に関する事務を共同処理する。ただし、共同処理する区域は、平成17年3月6日現在の熊山町_____及び平成18年3月1日現在の和気町の区域とする。</p> <p>(組合議会の議員の定数)</p> <p>第5条 組合議会の議員(以下「議員」という。)の定数は<u>6人</u>とし、選出区分は次のとおりとする。</p> <p>_____ 3人 赤磐市 3人 和気町 3人</p> <p>(組合の管理者及び副管理者)</p> <p>第9条 この組合に、管理者及び副管理者<u>2人</u>を置く。</p> <p>2 管理者は和気町長を、副管理者には赤磐市長_____及び和気町副町長をもってあてゐる。</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 この組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。</p> <p>備前市 赤磐市 和気郡和気町</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、火葬場の管理及び運営に関する事務を共同処理する。ただし、共同処理する区域は、平成17年3月6日現在の熊山町、平成17年3月21日現在の吉永町及び平成18年3月1日現在の和気町の区域とする。</p> <p>(組合議会の議員の定数)</p> <p>第5条 組合議会の議員(以下「議員」という。)の定数は<u>9人</u>とし、選出区分は次のとおりとする。</p> <p>備前市 3人 赤磐市 3人 和気町 3人</p> <p>(組合の管理者及び副管理者)</p> <p>第9条 この組合に、管理者及び副管理者<u>3人</u>を置く。</p> <p>2 管理者は和気町長を、副管理者には備前市長、赤磐市長及び和気町副町長をもってあてゐる。</p>

財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定に基づき、和気北部衛生施設組合(以下「組合」という。)からの備前市の脱退に伴う財産処分について、次のとおり定める。

記

- 1 備前市脱退後の組合に係る公有財産、物品、基金、債権、債務等の権利について、備前市はこれらを全て放棄するものとする。
- 2 上記のほか、処分すべき財産があるとき、又は財産処分に関して疑義が生じたときは、構成市町協議の上、決定する。

この協議書の成立を証するため、本書3通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

備前市長 田原 隆 雄

赤磐市長 友 實 武 則

和気町長 草 加 信 義